

# 洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 年洞爺湖町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)及び条例の定めるところによる。

(公募に際して明示する事項)

第3条 条例第2条の必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 選定の基準
- (3) 管理の基準
- (4) 申請の受付期間
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間
- (6) 管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) その他町長が必要と認める事項

(公募の媒体)

第4条 町長は、条例第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しようとするときは、洞爺湖町公告式条例(平成18年洞爺湖町条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場へ掲示するほか、次に掲げる方法より行うものとする。

- (1) 本町の発行する広報紙への掲載
- (2) インターネットの利用
- (3) その他町長が適当と認める方法

(申請書)

第5条 条例第3条に規定する申請書は、洞爺湖町指定管理者指定申請書(別記様式第1号)とする。

(添付書類)

第6条 条例第3条第2号の町長等が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 管理に係る収支計画を記載した書類
  - (2) 経営状況を説明する書類
  - (3) 管理の業務を行う人員の確保を説明する書類
  - (4) 町長が指定する税及び公共料金を納税し、又は納付したことを証する書類
  - (5) 定款、規約等（法人以外の団体にあつては、これらに類するもの）
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- （選定途中の通知）

第7条 町長は、条例第4条の規定による候補者（以下「候補者」という。）の選定の途中経過について、当該候補者の選定に係る申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に対し通知するものとする。

（指定の通知等）

第8条 町長は、候補者に対し、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときにあつては洞爺湖町指定管理者指定書（別記様式第2号）により、法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られなかったときにあつては書面により通知しなければならない。

2 町長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、申請団体（当該指定管理者に指定された団体を除く。）にその旨を通知しなければならない。候補者について法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られなかったときにおいても、同様とする。

（告示への記載事項）

第9条 条例第6条第2項の告示には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を受けた団体の名称、所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定管理者の指定の期間

2 条例第8条第3項の規定により準用する条例第6条第2項の告示には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせていた公の施設の名称及び所在地
- (2) 条例第8条第1項に規定する処分の対象となった団体の名称、所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定管理者の指定の取消しにあつては、当該取消しの年月日

- (4) 指定管理者が行う管理の業務の全部の停止にあつては、当該停止の期間
  - (5) 指定管理者が行う管理の業務の一部の停止にあつては、当該停止の期間及び停止された業務
- (協定事項)

第10条 条例第7条の規定により締結する協定には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 事業報告及び業務報告に関する事項
  - (3) 町が支払うべき管理に要する費用に関する事項
  - (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人に関する情報の保護に関する事項
  - (6) その他町長が別に定める事項
- (事業報告書の提出日)

第11条 事業報告書の提出期限の日は、次の各号に掲げる事業報告書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 法第244条の2第7項の規定により作成する事業報告書 毎年度終了後30日
  - (2) 条例第9条第1項の規定により作成する事業報告書 条例第8条第1項の規定により指定を取り消された日から起算して30日
- (その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年 月 日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

年 月 日

洞爺湖町長 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

㊦

連絡先 電話番号

### 洞爺湖町指定管理者指定申請書

洞爺湖町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地

#### 添付書類

- 1 管理に係る事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況の説明書
- 4 管理業務を行う人員の確保の説明書
- 5 納税証明書又は納付証明書
- 6 定款、規約等その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類

